

ひすずかめ



公益社団法人 鈴鹿法人会 鈴鹿市飯野寺家町816 電話(059)383-7561

<http://suzuka-hojinkai.jp/>

 鈴鹿法人会



目 次

ごあいさつ	1	女性部会だより	15
年頭のごあいさつ	2	歴史・名所・史跡	18
平成27年度 納税表彰式	4	エッセイ わがまちウォーク 街角ウォッチング	20
税を考える週間行事	5	税務コーナー	22
第32回法人会全国大会(徳島大会)	6	鈴鹿モータースポーツ雑学	25
平成28年度税制改正に関する提言(要約)	7	旬の食材を使ったレシピ	26
支部だより	11	新入会員紹介	27
青年部会だより	13	事務局だより・編集後記	



ごあいさつ

公益社団法人 鈴鹿法人会
会長 田中彩子

新年明けましておめでとうございます。
会員の皆様方には、昨年は公益社団法人鈴鹿法人会の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公益財団法人全国法人会総連合におきまして、従来の「法人会の基本的指針」に替えて平成27年3月に「法人会の理念」として、次のように決定されました。

法人会の理念

法人会は、税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し 国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

これは、公益法人に移行したことを契機に、法人会が更に税制・税務を中心に社会全体へ貢献していくことを明らかにするため、また、志の高い経営者であるとの矜持を持って今後も活動していくことを表すため決定したものです。

もとより、鈴鹿法人会では、「税に関する活動」や「地域貢献活動」などの事業に積極的に取り組んでいるところでございます。

恒例の「税を考える週間」での「親子税金クイズと映画鑑賞会」には昨年も約1,100名の方にご来場いただきました。
また「税に関する絵はがきコンクール」につきましても、例年に比べかなり増加し1,172名の応募をいただきました。

女性部会では、「夏休み親子映画会」「鈴鹿ジュニアバレーボール・鈴鹿法人会長杯」「鈴鹿市・亀山市の特別養護老人ホームへの寄せ植えと車椅子及び壁掛けの寄贈」などの事業を継続して行う等、活発に活動しております。

青年部会におきましては、小学生を対象とした「親子バスツアー」事業を続けておりますが、小学生を対象とした地域色豊かな実写版租税教室用DVDを自主製作し、これを活用した租税教室を推進しております。今年度も女性部会の協力を得て、より多くの租税教室を実施していく予定であります。

また、昨年11月には、県下青年部会連絡協議会の情報交換会が当会青年部会の主幹で開催され、青年部会のご尽力により大盛況のうちに終えることができました。

さて、昨今の、私どもの地域の経済情勢をみると、「アベノミクス効果」を実感するまでにはいかず、まだまだ厳しい状況が続いておりますが、「一億総活躍社会」の言葉どおりに、活力のある日本社会を実現できるよう地域からも頑張ることが大切だと感じております。

今年は「伊勢志摩サミット」が開催予定です。

日本はもとより、世界の目が三重に集中します。素晴らしいサミット効果を期待しつつ、無事に終えていただこうことを祈りたいと思います。

鈴鹿法人会は本年も役員・職員一同、一致団結し当会の発展のために努力し活動していく所存でございます。

会員の皆様方のご協力と、より一層のご指導・ご支援をよろしくお願ひいたします。

最後になりましたが、皆様方のご健勝、会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

会長・副会長及び常任理事・監事名簿

役職名	氏名	法人名
会長	田中彩子	(医)誠仁会
直前会長	岡田信春	三恵工業(株)
副会長	杉野文雄	杉野工業(株)
	近藤博信	(有)鈴鹿ポートリー
	樋口勝幸	(株)葵
	飯田隆典	(株)飯田鉄工
	石井朋子	(有)プランタンさかきや
総務委員長	阪田朋成	(株)サカタ
組織委員長	葛西徳昭	(有)葛西商事
税制委員長	坂口博文	鈴峰企業(株)
広報委員長	川喜田彰	(株)佛庄総本店
研修委員長	森通人	(有)マイドソフト
厚生委員長	渡邊孝明	(株)ナベカ

役職名	氏名	法人名
神戸支部長	岡村信之	(株)オカトモ
東部支部長	井上準二	峰徳運輸(株)
玉垣支部長	西口直人	西口建工(株)
白子支部長	浅尾義光	トヨーフェンス(株)
平田支部長	下田徳重	(株)フジコウ
西部支部長	坂口英夫	(株)坂口商店
鈴峰支部長	濱本隆弘	(有)浜本鋳金工業所
亀山支部長	服部昌弘	(株)服部工務店
青年部会長	荻野晃	(株)荻野建設
女性部会長	吉澤時子	(株)ヨシザワ
専務理事	西井健	(公社)鈴鹿法人会
監事	北川亨	(株)安全
	吉澤茂	(株)ヨシザワ



年頭のごあいさつ

名古屋国税局 課税第二部長
栗 原 克 文

平成28年の年頭に当たり、公益社団法人鈴鹿法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、設備投資の増加、住宅投資及び個人消費の持ち直しにより、景気は着実に回復を続けております。

一方、経済以外の面に目を向けますと、昨年も2名の科学者にノーベル賞が授与され、中でもノーベル物理学賞は、当局の管内にありますスーパーカミオカンデから生まれた研究成果によるものであり、宇宙の謎に迫る最先端の研究を身近に感じた出来事でした。更に、ラグビーワールドカップでは、当局の管内のチームに所属する五郎丸選手の大活躍により日本代表が歴史的な勝利を挙げたことや、国産初のジェット旅客機「MR J」が初飛行に成功するなど、世の中の注目を集め、国民が歓喜に湧いた出来事もありました。

そして、本年は、当地域の大きなトピックスとして、伊勢志摩サミットが開催されます。風光明媚な伊勢志摩地域はもちろんのこと、豊かな自然に恵まれ、日本経済を牽引する産業が集積したここ東海地方が、世界に知られる又とない機会となることを期待しているところです。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化及び経済社会の国際化・高度情報化の更なる進展により大きく変化しております。

このような状況の下、昨年10月から導入されました社会保障・税番号制度につきましては、納税者の皆様の利便性の向上につながるものであり、国税庁が法人番号の付番機関であるとともに、個人番号及び法人番号の利活用機関であることから、国税庁ホームページや法人会をはじめとする関係民間団体が開催する説明会を通じて、積極的な周知・広報を行ってまいりました。法人会の皆様におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

このほか、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすため、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、厳正な実地調査を実施する一方で、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税が図られるよう、実地調査以外にも多様な手法を用いて、納税者の皆様に自発的な適正申告を促す取組を進めております。

法人会におかれましては、企業の税務コンプライアンス向上のための取組として、「自主点検チェックシート」等を活用した、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しております。この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスを向上させるものであり、国税庁の使命にも合致することから、国税庁後援事業とさせていただいており、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をよろしくお願いいたします。

また、e-Taxにつきましては、4月から、添付書類のイメージデータによる提出などの更なる利便性向上施策の運用開始が予定されております。

貴会におかれましては、かねてからe-Taxの普及・定着に多大な御尽力をいただいており、深く感謝申し上げますとともに、引き続き御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人鈴鹿法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



年頭のごあいさつ

鈴鹿税務署長

樋 田 英 俊

新年明けましておめでとうございます。

平成28年の年頭に当たり、公益社団法人鈴鹿法人会の皆様に、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

皆様には、日ごろから税務行政に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

振り返りますと、昨年は、マイナンバー制度研修をはじめとする会員企業のニーズに応じた各種研修会や講演会のほか、毎年恒例となりました「親子税金クイズ・映画会」や「小学生の絵はがきコンクール」に代表される社会貢献事業につきまして、本会をはじめ女性部会並びに青年部会の各会員の皆様が一丸となって取り組まれました。

また、租税教育活動にも積極的に取り組んでいただき、中学校及び小学校の租税教室には、多数の会員の方が講師を務められたほか、「親子税金クイズ」の中では小学生を対象に税金教室を開催されるなど、あらゆる機会を捉え、次代を担う若い世代に正しい税の意義・役割を理解してもらうための積極的な事業活動を展開していただいております。

これもひとえに、田中会長をはじめ役員並びに会員の皆様の会活動に対する並々ならぬ熱意とご努力の賜物であり、深く敬意を表するとともに、今後とも、より一層の会員の輪を広げられ、魅力ある事業活動を通じまして、会員企業と地域社会の発展に貢献されますことをご期待申し上げます。

さて、昨年10月の「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」の施行を受け、1月から順次、個人番号及び法人番号の分野での利用が開始されることから、私どもいたしましては、制度の概要を国税庁ホームページ等で皆様へ情報提供に努めてまいりますので、皆様におかれましては、社会保障・税番号制度に対する国民、企業等の認知度・理解度の更なる向上とともに、税務行政の円滑な運営について、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、間もなく、平成27年分の所得税等の確定申告が始まりますが、例年、申告会場である「イオンモール」には多くの方が来場されており、大変混雑いたしまして、長時間お待ちいただくなど、ご不便をおかけすることもあるかと思います。

そこで、ぜひご利用いただきたいのが「国税庁ホームページ」の「確定申告書等作成コーナー」です。画面の案内に沿って、数字等を入力していただければ、所得金額や税額は自動で計算され、申告書や決算書などが作成できますので、電子証明書が格納された住基カードや個人番号カード、これを読み取るICカードリーダライタをご準備いただければ、電子申告、いわゆるe-Taxでご自宅や事務所のパソコンを利用して、24時間いつでも申告書等を提出することができます。

そのほか、e-Taxを利用しない場合でも、「国税庁ホームページ 確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を、プリンターから出力して、添付書類と合わせて、郵送でご提出いただくこともできますので、是非ご利用いただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、新しい年の公益社団法人鈴鹿法人会の更なるご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のますますのご繁栄を心より祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。

平成27年度 納税表彰式

平成27年11月13日(金)、平成27年度鈴鹿税務署納税表彰式がコンフェット鈴鹿平安閣で挙行され、次の方々が受賞されました。

また、これに先立ち名古屋国税局の納税表彰式が10月29日(木)に挙行され、近藤博信副会長が、名古屋国税局長表彰を受賞されました。皆様、受賞おめでとうございました。

名古屋国税局長表彰



副会長
近藤博信 殿

鈴鹿税務署長表彰



女性部会部会長
吉澤時子 殿

鈴鹿税務推進協議会長表彰



青年部会副部会長
佐藤左恭 殿



女性部会税制委員長
森脇南海子 殿



女性部会玉垣支部長
田中マサ子 殿

受賞おめでとう
ございました。

平成27年度 納税表彰式



平成27年11月13日(金) 於 鈴鹿平安閣

平成27年度 「税を考える週間」行事

親子税金クイズと映画鑑賞会

「税を考える週間」の事業として、平成27年11月3日(祝)、鈴鹿市民会館におきまして、毎年恒例の「親子税金クイズと映画鑑賞会」を開催しました。

今年度で9回を迎えたが、鈴鹿市・亀山市の小学生とその保護者さん約1,100名の方々に参加いただきました。

最初に、青年部会・女性部会・高田短大の学生がアニメ「ちびまる子ちゃん」の登場人物に仮装し「税金教室」を行いましたが、さすが人気アニメだけあって、子供たちも喜んで見てくださいました。

税金クイズ大会では、樋田鈴鹿税務署長が税金博士となり、一問ずつ答えを発表していただきましたが、そのたびに会場の子供たちから大歓声が上がり大変盛り上がりました。



税に関する「絵はがきコンクール」の展示と表彰式

今年度で9回目となりました「絵はがきコンクール」には昨年の486枚の応募をはるかに上回る1,172枚の応募をいただきました。子供たちの関心が増えたことを喜ぶと同時に、保護者の皆様や先生方のご協力に深く感謝いたします。

入選者には11月8日に鈴鹿ハンターで挙行しました表彰式にて表彰させていただきました。

法人会は、今後も租税教育活動に積極的に取り組んでまいります。



第32回法人会全国大会（徳島大会）

全法連主催による第32回「法人会全国大会（徳島大会）」が、27年10月8日、徳島県立産業観光交流センター（アステイとくしま）で盛大に開催されました。鈴鹿法人会からは近藤副会長・飯田副会長をはじめ4名が出席しました。

404単位会、延べ1,694名が出席し、第一部はパネルディスカッションで、株式会社いのどり 代表取締役社長 横石知二氏、特定非営利活動法人グリーンバレー 理事長 大南信也氏、公益財団法人徳島経済研究所 専務理事 田村耕一氏により「日本の山里に、こんな仕事・移住企業もありますよ～地方創生の独創的ビジネスモデル～」をテーマに実施されました。

第二部の大会式典では、中原国税庁長官、飯泉徳島県知事、原徳島市長ほかのご来賓をお迎えし、税制改正の提言の報告などが執り行われました。



平成28年度税制改正スローガン

- 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！
- 中小企業の力強い成長なくして、真の経済再生なし！
- 法人の実効税率を早期に20%台に引き下げ、
軽減税率15%本則化の実現を！
- 中小企業の円滑な事業承継のために、
欧州並みの本格的な税制の創設を！

大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税に関する活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史と実績を踏まえ、新公益法人等への移行を契機に「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、引き続き、租税教育など税の啓発活動を中心とした公益的な活動をさらに積極的に展開し、広く社会に貢献していくことをここに誓うものである。

わが国は、今、企業収益が総じて改善傾向にあり、設備投資も増加基調に転じ始めるなど「アベノミクス」が一定の効果を上げ、緩やかな回復基調を続けている。

しかしながら、米国の金融政策や中国経済など外部環境が不確実性を増しており、新たな成長戦略のもと、できるだけ早期に国民の実質所得、個人消費、設備投資の好循環という持続的な成長サイクルを構築することが求められている。

加えて、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立も国家的課題となっている。これらの課題に対応するに当たっては、その前提として、行政改革の徹底が行われるべきである。

こうした中、アベノミクスによる効果は、地域経済と雇用の担い手である中小企業に、まだ十分に浸透していない。

日本経済の再生のためには、それぞれの地域を支える中小企業の力強い成長が不可欠であり、われわれ法人会は、「法人実効税率20%台の早期実現」、「事業承継税制の拡充」等を中心とする「平成28年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ徳島の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成27年10月8日 全国法人会総連合全国大会

三重県下8法人会から提案された税制改正要望事項は、27年7月9日に開催された三重県法人会連合会の税制委員会でとりまとめ全国法人会総連合に要望いたしました。皆様からの要望をお待ちしております。

平成28年度税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- (1) 財政健全化は歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。
歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。
- (2) 消費税率10%への引き上げに当たっては、経済への負荷を和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。
給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- (1) 軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単

一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。

- (2) 低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。
- (3) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されるが、国民や事業者が正しく内容を理解しているとは言い難い。国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。

とくに、年金情報流出問題などが発生したことから国民の間に不安感が高まっている。マイナンバー運用に当たっては、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。社会保障と税、災害対策となっている利用範囲の拡大についても、広範な国民的議論が必要となろう。

また、マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-Tax や e-LTAX を利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めておきたい。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、(1)経済の持続的成长と雇用の創出(2)少子高齢化や人口減少社会の急進展(3)グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化(4)国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率20%台の早期実現

法人実効税率は平成27年度に32.11%に引き下げられ、28年度には31.33%となる。政府はさらに20%台まで引き下げるることにしているが、その日程については「数年間で」とするにとどまっている。

アジアや欧州各国との税率格差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要があり、「20%台」は早期に実現すべきである。

税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

- (1) 我が国の立地条件や国際競争力強化などの観点から、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の法人実効税率を実現する。
- (2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。
- (3) 租税特別措置については、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、後述する中小企業向けの措置については本則化する。
- (4) 地方税については応益課税の原則を考慮すべきではあるが、中小企業は経営基盤が弱く、担税力が低いこと等から、法人事業税の外形標準課税の対象範囲を拡大すべきではない。

-
- (5) 特定同族会社の内部留保に対する留保金課税について、「資金調達の困難性」など中小企業の厳しい実情を踏まえ、適用対象範囲の拡大を行うべきではない。
 - (6) 中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点から、「中小企業者に対する法人税率の特例（軽減税率）と租税特別措置」の適用範囲の見直しは行うべきではない。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。
なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成28年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
- (3) 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- (4) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

- (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
- (2) 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
- (3) 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
- (4) 対象会社規模を拡大する。
- (5) 親族外への事業承継に対する措置の充実

親族外承継も重要な課題であり、円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じる。

- (6) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。

III. 地方のあり方

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。

- (4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつゝあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

今年は5年間の集中復興期間の最終年となるが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V. その他

1. 納税環境の整備

行政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人事業税、法人の道府県民税、市町村民税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るよう求める。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。このため、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

* なお、提言内容の詳細は「全法連」のホームページの「活動内容」から、「税の提言活動」さらに「平成28年度税制改正に関する提言」をご覧ください。

鈴鹿法人会も提言活動を実施しました。

当法人会では、田中会長・樋口副会長・坂口税制委員長・専務理事が下記の方に「税制改正に関する提言書」を手交し提言活動を行いました。

記

民主党 衆議院議員	中川 正春 殿
民主党 参議院議員	芝 博一 殿
自民党 衆議院議員	島田 佳和 殿
鈴鹿市長	末松 則子 殿
亀山市長	櫻井 義之 殿
鈴鹿市議会議長	大杉 吉包 殿
亀山市議会議長	前田 耕一 殿



支部だより



平成27年11月25日(水)

視察研修会 高台寺住職の講話拝聴

神戸支部22名が参加して、京都「高台寺」の紅葉を観ながら、当寺院ご住職の講話を拝聴いたしました。

当日は、暖冬気味の気候で、紅葉もこれからというところでしたが、太閤秀吉のねね様（北政所）菩提寺である高台寺ご住職のお話は、人の心の「あり様」を通して的確に示唆いただき、納税意識の高揚には格段の啓発をいただきました。

道中のバス車中では、「マイナンバー」実施に備え、DVD講習を行いました。（今井伴康）



平成27年11月29日(日)

研修旅行 お腹いっぱい蒲郡

11月29日、晴天に恵まれ、大人39名、小人1名で蒲郡へ出かけました。めんたいパークを皮切りに蒲郡オレンジパーク(昼食・みかん狩り)、蒲郡海鮮市場、岡崎八丁みそ「角久」を訪れました。

採りたてのみかんは酸っぱいイメージがありましたが、予想とは裏腹に、とっても甘く美味でした。実はこの日、支部長の37回目の結婚記念日で、こちらも甘さいっぱいで、ご馳走様でした。

ご参加いただいた方々の親睦もより一層深まりとても有意義な一日となりました。（高野鈴代）



平成27年10月3日(土)

玉垣支部 安国寺経蔵拝観と飛騨高山散策

「安国寺経蔵拝観と飛騨高山散策」として、岐阜高山に研修旅行に行ってきました。文化会館からバスで出発し高速を乗り次いで「安国寺」に到着いたしました。お寺は、日当たりの良い小高い丘の上にあり谷あいの風景を一望できる場所で、本堂と玄関を経由しさらに奥地に、目的の国宝 経蔵がありました。

国宝 経蔵の外見は、至ってシンプルで、内部には日本最古の輪蔵があり圧等的な存在感、完成された仕掛けの説明に皆様感心しており、なにやら「ありがたい」気持ちにして頂きました。その後、「飛騨まつりの森」にて昼食「飛騨牛づくし」をいただき「せんべい焼き体験」を楽しみました。



昼食後は、高山の古い町並みを散策致しました。今回参加しまして、楽しさのあまり早朝よりお酒が進み、西口支部長をはじめ、ご参加の皆様に、ご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。「今度こそ、最後まで楽しみたい!!」と思いました。（後藤真吾）



平成27年10月5日(月)

研修旅行 奈良(今西酒造・東大寺周辺)

10月5日バスで奈良の今西酒造と東大寺周辺に運んでいただきました。建築当時からそのまま残る日本建築のすばらしさを感じながら蔵人に酒蔵を案内頂き、日本酒の歴史や奥深さについて熱く熱く説明頂き、物作りに対する真面目な姿勢や考え方、作り手の情熱を学ばせて頂きました。

蔵見学後、数種類のお酒を利き酒頂き、ほろ酔い気分のまま今西酒造を後にしました。

その後、日本料理天平俱楽部にて昼食を頂き、自由散策で皆思い思いに散策を楽しんでおりました。

帰路のバスの中はカラオケ大会で終始盛り上

がり楽しいひと時となり、また次回の研修旅行が楽しみです。(岡部一)



平成27年11月25日(水)

鈴峰・西部支部合同研修旅行

11月25日に、西部・鈴峰支部合同研修旅行を実施しました。総勢27名が参加し、知多半島へ出発。

まず、車内で税務署からお借りしましたビデオで税務研修を実施しました。

半田市のミツカンミュージアム「M I M」(ミム)では、ミツカンの酢づくりの歴史やものづくりへのこだわり、食文化の魅力などにふれ、楽しく学んできました。

普段会うことの機会が少ない、両支部の会員との話もはずみ、有益な一日でした。

(坂口英夫、濱本隆弘)



平成27年11月9日(月)

研修旅行 UCC滋賀工場見学と永源寺散策

亀山市文化会館を参加者21名で出発し、一路UCC滋賀工場を目指して旅は始まりました。工場内で缶コーヒーの歴史を聞き、大阪万博の前年から販売していた事に、ちょっと感動。試飲会場でコーヒーの苗木をつい買ってしました。

昼食を竜王町の岡喜本店（近江牛！）で美味しいいただき、小雨降る永源寺へ到着。紅葉半ばの参道を歩いて秋の風情を楽しむ事ができました。参加者全員が、教養と悠久の歴史を感じる研修旅行だったと思います。(服部昌弘)



青年部会だより

● 親子バスツアー 全日本エコドライブチャンピオンシップ2015

平成27年7月23日(木)
8月24日(月)

7月23日に親子バスツアーを開催し、中部国際空港での税関業務の見学、東邦ガス様のご協力によりガスエネルギー館等の見学を行いました。

参加された皆様には税務や環境について楽しく学んでいただきました。また、8月24日には「全日本エコドライブチャンピオンシップ2015」に

参加し、結果は総合11位ではありましたが、日常のエコドライブの向上を考えることができました。
(近藤充功)



● 観察研修旅行

平成27年7月31日(金)~8月1日(土)

7月31日から8月1日にかけて、観察研修旅行として金沢へ行って参りました。

参加者は、既存会員22名と新規会員予定者7名の総勢29名も参加していただきました。観察研修先は、加賀藩の酒造である「やちや酒造様」へお邪魔し、社長様より酒造工場内を案内していただき、酒税の事や歴史・作業工程等を親切丁寧に教えていただきました。

また、新規会員予定者の方々とカラオケ大会や会食を交えて親睦を深めました。(大野太平)



● 鈴鹿げんき花火大会

平成27年9月12日(土)



9月12日に行われました鈴鹿げんき花火大会に今回も出店致しました。前回同様に、白子海岸で行った無料宝探しゲームでは、たくさんの親子連れが日頃の運動不足解消に砂浜を砂だらけになって宝を探す姿が印象的でした。ブースではヨーヨー釣りも行い、子供たちにたくさんの笑顔をプレゼントできたのではないかと思います。準備に奔走した青年部メンバーの皆さん、本当にお疲れ様でした。(宮崎城治)

● 利き酒会

平成27年9月29日(火)

9月29日に青年部恒例の「酒税を考える利き酒会」を開催しました。

今年も鈴鹿税務署から樋田署長と橋川統括国税調査官、親会から田中会長、近藤副会長、飯田副会長、吉澤女性部会長と多くの方々にご参加いただきました。

今年は鈴鹿法人会青年部から、東海法人会連合会、三重県法人会連合会の青年部会連絡協議会会長が出ていることもあり、酒類をスピリッツにし、酒税とともに法人会青年部の魂についても考える有意義な会となりました。(山川武志)



●県連青年部会連絡協議会第28回情報交換会

平成27年11月6日(金)

11月6日に椿会館にて、三重県連の青年部会連絡協議会第28回情報交換会を、鈴鹿法人会青年部会が主幹となり実施いたしました。村上道哉青年部会連絡協議会会长の入場セレモニーの後、椿大神社の山本宮司に「気魄」というテーマで講演をしていただきました。その後、情報交換会に移り、私たちがここ数年取り組んでいる「租税教室」などについて報告いたしました。

また懇親会までの時間を利用し、各地青年部の方々に椿大神社ならではの「禊（みそぎ）」を体験いただきました。参加頂いた方々は、初めて体験する厳謹な雰囲気に圧倒され、大きな掛け声とともに禊を経験されていました。中には「初めは嫌だったが、やってみてよかったです。またやってみたい」という方もおられました。（川井直人）



●全国青年の集い「茨城大会」

平成27年11月19日(木)~20日(金)

11月19日、20日に茨城県水戸市にて、『全国青年の集い 茨城大会』が開催され、今回も青年部メンバー12名が参加しました。「租税教室プレゼンテーション」では、全国から11の単会がそれぞれの租税教室事業を説明しましたが、なかなか内容のある事業ばかりで、鈴鹿法人会青年部の租税教室も更なるパワーアップが必要だと感じました。

水戸名物のあんこう、うなぎ、そして常陸牛も堪能し、充実した2日間でした。

来年は北海道旭川市で行われる予定です。
(宮崎城治)



●租税教室

平成27年12月18日(金)

恒例事業となった小中学校を対象とした租税教室が今年度も始まっております。

昨年度からは、高田短大生に加え、女性部メンバーも講師陣に加わっていただき、更にパワーアップした体制で事業を行っております。

今年度の対象校数は、中学校2校と小学校10校を目指しております。

さあ、メンバーの皆さん、鈴鹿法人会一丁目一番地の事業です、張り切っていきましょう。（宮崎城治）



女性部会だより

●夏休み親子映画会

8月23日亀山市文化会館において、第八回親子映画会を開催しました。

猛暑の中、行列が出来るほどの盛況でした。午後1時より、第1部「メアリーと秘密の王国」の上映。第2部楽しい税金教室とお楽しみ抽選会。

税金クイズでは、スクリーンに映された映像に沿ってクイズを出題され、青年部会さんの協力を得て、ゆるキャラ達とともに子供たちは、元気よく参加してくださいました。



場所:亀山市文化会館 平成27年8月23日(日)

お楽しみ抽選会は、金賞1本をはじめとし合計51本が当選。上位6名の子供さんにステージへ上がって頂き学校名と名前をお聞きしたところ、しっかりと答えてくださいました。本年度も滞りなく進行し大成功に終わったと思います。(倉田澄子)



●税務研修、防災講習会

平成27年9月16日(水)

今回は税務研修との合同研修会で、最初に来年から施行されるマイナンバー制度について、橋川統括官から、実務に役立つマイナンバーと題して、解りやすく講演して頂きました。

会社の実務においては、来年の年末調整からの実施ですが、退職者が発生した場合には、その都度届け出が必要だそうです。また個人情報の管理や保管方法等などの質問がありました。

研修は委員長の向井さんの熱意にて、講師に市役所の防災危機管理専門の若き緒方博章氏の鈴鹿における、浸水の現場写真等を交え、軽快で解りやすく講演して頂きました。その後、同じ防災危機担当理事、元消防署長の中西貞徳氏のきみまろさんに負けないお笑いを取り入れての若手2人消

防士?の方の補助にて、危機迫る実技を披露していただきました。

参加者全員感動と感謝の拍手が起り、第2弾の防災講習会をお願いしました。(森脇南海子)



●ジュニアバレー大会

平成27年10月18日(日)

第9回鈴亀ジュニアバレー大会が、鈴鹿市立深井沢小学校体育館と鈴鹿市立鈴峰中学校体育館にて開催されました。開会式では、大会長挨拶に続き田中会長と吉澤女性部会長の来賓挨拶がありました。二人の選手代表による元気いっぱいの「選手宣誓」のあと試合開始。鈴鹿市13チーム・亀山市3チーム、総勢198名のバレーを愛好する小学生の選手のみなさんが、それぞれ優勝を目指して相手のコートめがけて力いっぱいボールを打ち込む白熱した試合が繰り広げられました。会場は監督と選手のみなさんの掛け声、そして応援団の歓声でいっぱいでした。試合結果は優勝・河曲ジュニアバレークラブ、準優勝・鼓ホワイトロケッツ男子、三位・椿バレー少年団と鼓ホワイトロケッツ女子。閉会式では樋口副会長からのチーム代表者への表彰状授与

のあと、表彰チームのメンバー全員に女性部会員からひとりずつメダルをかけさせていただきました。選手のみなさんからは、少し緊張した様子で「ありがとうございます」とあいさつがありました。これからも、この活動を通して、健康でたくましい子ども達の育成のお手伝いをさせていただきたいと思います。(塩川由華)



● ATM交流会(女性部会連絡協議会)

平成27年10月21日(水)

10月21日、津市大同ビルにおいて、女性部会の健全な発展を目的とし、運営に関する情報・意見交換及び調査研究のため例年開催しておりました情報交換会が、本年度より2年に1度（偶数年度）の開催となりました。

情報交換会を開催しない年度（奇数年度）に県下法人会女性部会との法人会活動等についての意見交換、次世代の育成を目的とし「事業活性化研修会（通称：A(明るく) T(楽しく) M(前向きに) 交流会）」を開催することになりました。

津、桑名、四日市、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、鈴鹿、8単会40名の参加で四テーブルに分かれ…
テーマ「会員のための活動～会員増強のための魅力ある活動～」で交流会が始まりました。

- ・女性部会の知名度向上させることにより、入会への魅力を感じられ、会員増強に繋げる。
- ・親睦行事を少しでも多く企画して参加された方に声掛けをする。

などの意見が多く、どの単会も会員増強には苦慮しておりました。（杉浦京子）



● 税に関する絵はがきコンクール審査会・表彰式

鈴鹿ハンター 平成27年11月8日(日)

鈴鹿・亀山の小学生4~6年生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式を鈴鹿ハンターにて開催致しました。応募総数は1,172枚。表彰式には、ご両親につきそわれた子供達が誇らしげに赤いリボンをつけていました。一つ一つの作品には子供達なりの税に対する思いが見受けられました。こうした機会に親子で税を知り、考えることができたらとても勉強になるのではと思いました。（服部千賀子）



● 「お正月飾り」講習会・特養へ贈呈

平成27年12月3日(木)

今年も、恒例の寄せ植え講習会が多数の参加者のなか開催されました。石井先生指導の下、それぞれが思い思いの寄せ植えを、交流を深めながら楽しく完成させることができました。

更に、特別養護老人ホームへ寄贈する寄せ植えの作成・・・皆があれこれ考えながら、時折、石井先生より改善の指導をうけながらの仕上げ！！「いいものができた」と全員が自負して寄せ植えは無事終りました。

その後、それぞれの担当施設へ車椅子と壁飾りとともに寄贈させていただきました。私は毎年、伊勢マリンホーム様への担当ですが、院長はじめスタッフの皆様、そしてもちろん、入居者の方々の喜ぶ笑顔のプレゼントをいただき、この企画の意義を痛感して一日を終えることができました。これからも、継続していく事を心から願います。
お疲れ様でした。（樋口良江）





● 理事会

平成27年12月16日(水)

12月16日、サーキットS-PLAZAにおいて、鈴鹿法人会女性部理事会が税務署署長・統括官・親会・青年部の皆様をお招きして開催されました。

開会の言葉・来賓紹介のあと、吉澤部会長より「大同生命の創業者の一人で朝ドラのヒロインのモデルにもなっている広岡浅子さんに負けないように、女性パワーを發揮して、明るく、楽しく、ひとつひとつの事業を大切に頑張っていきたい。」と、ご挨拶をいただきました。

そして、来賓挨拶・一年間の事業報告の後、鈴鹿税務署 樋田署長より「私の人生と税」と題しましてご講演をしていただきました。さまざまな職種でご活躍されていた時のお話の中で、現役で亡くなられる方もいらっしゃるほど大変な仕事なので、健康管理が大事との事でした。

その後の懇談会では、青年部から4名の方が出席してくださいり、○×クイズ大会、カラオケ大会、bingo大会と会場を大変盛り上げてくれました。

歌手を目指させていただけあって樋田署長の歌声は素晴らしいかったです。理事同士の親睦も深まり、とても楽しいひと時を過ごす事ができました。(長田美恵子)



第1回

歴史・名所・史跡

玉垣支部 岸岡山

標高45mほどの小高い山『岸岡山』には、『岸岡山緑地』・『海の見える岸岡山緑地』という憩いの場があるのをご存知ですか。

ここは、古墳のある「岸岡山緑地」と展望台がある「海のみえる岸岡山緑地」に分かれており、岸岡山の目玉ともいえる『海の見える展望台』からは、晴れた日には伊勢湾はもとより、知多半島や中部国際空港（セントレア）をも望むことができ、元旦のご来光などでも訪れたいスポットです。

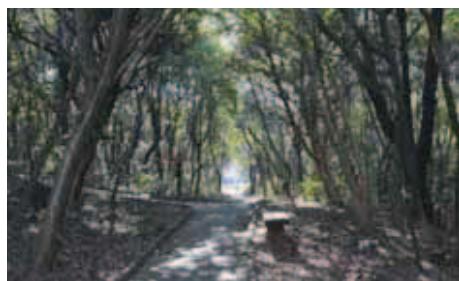
この日は良く晴れた日で、展望台では女児とお母さんの三人の先客がおり、幼稚園に通っているくらいの年齢の女の子が、妹とお母さんと楽しそうに話をしていました。しばらく展望台から大海原を走っていく漁船や知多半島などを眺めたのち、主園路を散策していると、さきほどの親子とまた出会い、女の子が「こんにちは」と二回目のあいさつをしてくれました。



岸岡山緑地、海のみえる岸岡山緑地 案内板



海のみえる岸岡山緑地 入口



散策路

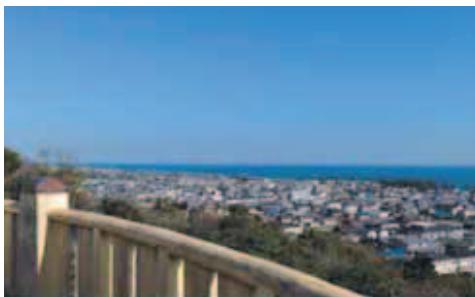


海のみえる展望台

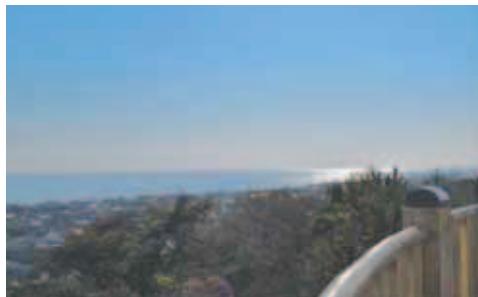
展望台は岸岡山21号墳（前方後円墳）の頂上につくられているので古墳広場展望台と名付けられています。



展示台に設置されている展望台鳥瞰図



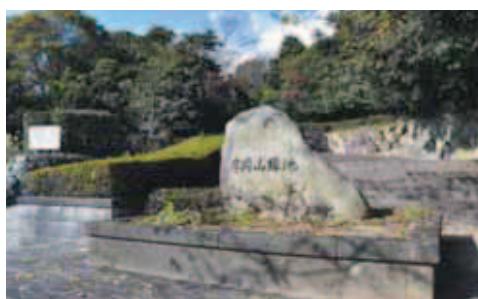
知多半島、中部国際空港方面を望む(北東)



白子方面を望む(南)



『野外学習広場』に備えられた炊事施設。



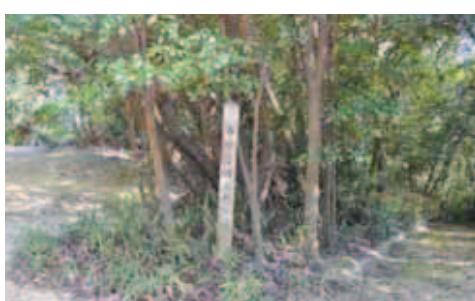
岸岡山緑地 入口



園路



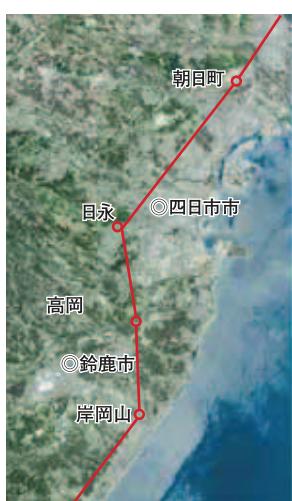
散策路



岸岡山6号墳(円墳)



岸岡山7号墳(円墳)



旗を振って米の相場を伝えたルート

この辺りに、室町時代に藤原秀郷の子孫である佐藤中務が下野国から移って岸岡城を築城したと言われています。

最後に、この展望台のあるところは、明治時代の中頃に桑名での米の相場を、旗を振って知らせた所なので、旗振り山（別名見当山）とも呼ばれており、桑名から朝日（三重郡）、朝日から日永へ知らせ、日永から高岡山（河曲）、高岡山から岸岡山に知らせ、岸岡山から津市河芸町上野（当時奄芸郡）と伝えていったようです。

また、地曳網が盛んだった昭和の初期頃まで、「魚見」と呼ばれる見張りが立ってイワシ漁などが行われていたそうです。

(井伊 真)

参考資料 鈴鹿市史(第1巻)ほか

エッセイ

わがまちウォーク 街角ウォッチング

【歌川広重の「東海道五十三次」】
「巡見街道は情報の道」亀山から関ヶ原不破関まで

エッセイスト 福島 礼子

旧東海道を使って亀山の街を行くと、所々に格子の家や小さな古い商店をみつけることができる。昭和の面影を残していて、私にはどことなく懐かしい。なだらかな坂を上がりきり、本町の交差点にたどり着くと、巡見街道という標識が目につく。

巡見街道とは、この亀山市本町で東海道から分かれて、国道306号線を縫うように北上し、藤原から365号線に移り中山道に到る街道のこと。鈴鹿市では長沢町や椿一宮町を通り、水沢町、菰野町と抜けて、いなべ市を横断して岐阜県に抜ける道だ。いわば鈴鹿山系のふもとの集落をつないで、街道となつた感がある。江戸時代に巡見使が通った道なので、この名がついたのだという。



街道風景



街道風景

車を走らせてみると、本来の巡見街道はところどころ306号に合流しながら、時には山道に入り込み、また田のあぜ道となり、うねうねと廻っている。区画整理や新道路のために途切れ、定かでないところが多い。それでも306号を見ながらたどってみると、宿場町をつなぐ東海

道とは違って、田園を抜けて農村をつなぐ、60キロあまりののどかな街道だ。

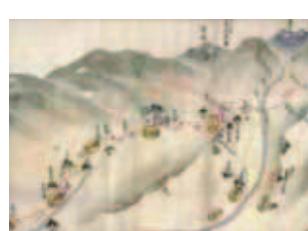
巡見使とは、江戸幕府が治政の参考にと諸国の様子を視察させた情報の収集係。三代将軍家光が設けて、そのために街道を整備した。藩からの報告ではなく、実際に歩いて目で見、民の声を直接に聞いてまわるというものだ。平たく言えば、藩主の治め方を直接チェックしに来るというわけで、藩にとって迷惑な話であったことだろう。

全国を六つに分けてそれぞれ視察団が派遣され、將軍の代替わりごとに行われた。江戸時代に19回巡見使が派遣され、そのうちこの北勢地域には10回の派遣があったそうだ。全国にルートはいくつもあったはずだが、なぜかこの道だけに巡見という名称が残ったらしい。いずれにせよ、巡見街道は現代のインターネットのように見えない情報ラインではなく、通り道が目に見える太い情報のラインだったのだ。

巡見使は幕府のお役人。二千石以上の旗本を筆頭に、正副3人の巡見使がいて、お伴の者を入れると100人を超したという。ちょっとした大行列並のスケールだ。田園を行く巡見使の一行は、大行列を見たこともない山間の人々にとっては、さぞや珍しく豪勢な光景に映ったことだろう。

ところが迎える藩と庄屋にとっては、そんな呑気な話ではない。悪い報告でもあつたらお家の一大事と、細心の注意をはらって準備をしたに違いない。

その証拠に、いなべ市の旧庄屋宅には、巡見使の一行が通る道筋を描いた当時の絵図が残っている。



巡見使絵図1

その絵図は、天保9年に巡見使の一行が通る道筋を、当番役の庄屋が郡内の庄屋に配った見取り図のようなもの。どこで巡見使を迎えるか、また宿泊所や接待の場はどこかと、こと細かに書かれている。彼等の最大の関心事は、巡見使が通るルートだったのだ。巡見使の行程にあわせて、危なげな橋は直し、道も整備をして、村中の体裁を整える。はたまた幕府の役人に汚

いものをみせてはならぬと、道筋の建物などを修繕したり、応急に隠したりと忙しかったに違いない。彼等がどれほどの神経を尖らせていたのかが、容易にこの地図から推し量れる。



巡見使絵図2

いなべ市の郷土史研究家である伊藤忠さんによると、巡見使一行が村を通る際には、道の両側には黒砂を、中央には黄砂をまき、数日前から一般的の通行を禁じるという気の使いようだったらしい。巡見の当日は、藩の役人と庄屋を筆頭に、村中が一行を出迎えるという村をあげての大行事となった。

本来、巡見使側は藩の事情を聞き取るという情報集めが目的。一方迎える藩側も、どうもてなしをすればいいかという前例集めに奔走し、幕府とは違う意味での情報収集に労力を注いでいたようだ。そういう意味では、巡見使派遣はたがいの情報合戦であったといえよう。

100名近い人々の宿泊となれば、どこでも良いというわけにはいかず、結局街道沿いの大きな寺社が使われた。市を横断するように巡見街道が走るいなべ市には、巡見使の足跡が多く残っている。おそらく亀山市や鈴鹿市、四日市市は、東海道が通っていることで、参勤交代の大名行列に関心がいきがちであったからだろう。

いなべの善長寺は、巡見使の本陣となった由緒ある寺院だ。重厚な山門をくぐると立派な本堂があり、庫裡には幾部屋も連なった対面の間がある。床の間には、巡見使の名の入った木札が飾られていた。



善長寺



善長寺床の間

対面の当日、一体どのような問答が、巡見使と庄屋たちの間で交わされたのだろう。亀山博物館の学芸員さんに聞いてみた。天保9年に関宿で行われた問答の記録が残されている。それによると、たとえば、「飢餓があったそうだが、飢えてなくなった人はいるのか?」という巡見使の質問に、「そのような人はいませんでした」。また「藩のお助けはあったか?」には、「充分によくしてもらいました」とい

った調子。庄屋たちは決して藩の落ち度を訴えることはない。

もちろん藩の役人がいる前で、めっそうなことをいえるわけがない。万事についてこのような調子で、藩の運営は順調という結果になる。藩側では、準備をし過ぎて「模範解答集」なるものが出来り、答える村々の庄屋たちも丸暗記で、決して本当の藩の様子を述べることはなく、幕府の情報ラインは形骸化した。

また幕府が付け届けを禁じたにもかかわらず庄屋や藩の役人は、どう「もてなすか」に心をくだき、巡見使たちに金品の贈与やご馳走、さらに特産物の土産物が用意された。その出費は藩からではなく、すべて庄屋達から支払われたというから、村にとっては大変な出費であったと想像できる。無事巡見が終わったあの、村人達のやれやれという姿が目に浮かぶ。

このようにして三代将軍の英断で始まった巡見使の巡回は、幾度もの幕府のお達しにもかかわらず、村側が一生懸命「おもてなし」をし、問答の練習と万全の用意をした結果、当初の目的は消えうせ、儀礼化していった。村の負担は増え続け、幕府もまともな報告を受けることがなくなり、巡見使の役割は意味のないものとなった。結局幕末には延期や中止が繰り返されて、ついに廃止されることになってしまった。

家光公施政から約400年、今から思えば、幕府が直接に民の声を聞き取るという巡見使の派遣は、当時としては破格の政策であり、幕府の藩への厳格な姿勢を示すことだったのだろう。

今も巡見街道のことを知る人は、道路改修の進んだ亀山や鈴鹿よりも、むしろ北勢のいなべの方が多い。また大安町の照光寺や鴨神社、いなべの善長寺と、接待の場となった寺社仏閣が街道沿いに点在し、なんらかの足跡が残されている。紅葉の時期や新緑の時に、街道ウォークをするのに、このあたりは最適な鄙びたルートである。私は三代将軍家光公の志を思いながら、木枯らしの吹く草深い街道を歩いてみた。さらさらと落ち葉が舞う中に、巡見使たちの

足音が聞こえた
気がした。

鴨神社



鈴鹿税務署からのお知らせ

社会保障・税番号制度における「法人番号」に関するFAQを一部抜粋してご紹介します。

法人番号はどのような団体に指定されるのでしょうか。

答) 法人番号は、①国の機関、②地方公共団体、③会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人（設立登記法人）のほか、④設立登記法人以外の法人（設立登記のない法人）又は人格のない社団等であって、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に指定されます。

④について、より具体的に申し上げますと、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書又は消費税課税事業者届出書を提出することとされている団体に対して、法人番号が指定されます。

なお、法人番号を指定されない法人又は人格のない社団等であっても、個別法令で設立された国内に本店を有する法人や国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書・届出書等の書類を提出する団体など一定の要件に該当するものは、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。

また、法人番号は1法人に対し1番号のみ指定されますので、法人の支店や事業所等、個人事業者及び民法上の組合等には法人番号は指定されません。

法人番号の利用範囲は個人番号と同じですか。

答) 法人番号自体には、個人番号とは異なり利用範囲の制約がありませんので、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

行政分野における法人番号の利用について申し上げますと、平成28年1月以降、税分野の手続において行うこととされており、例えば、法人税の申告の場合、平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告から法人番号を記載いただくことになります。

法人番号はどのように公表されるのですか。また、どのような情報が公表されるのでしょうか。

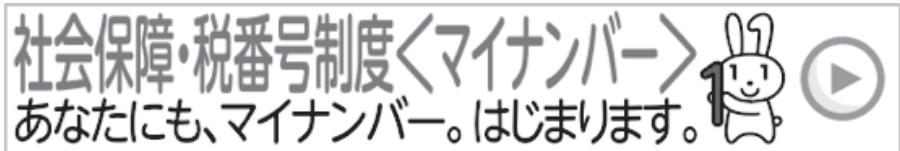
答) 法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」で公表します。

公表される情報は、法人番号の指定を受けた団体の①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号の3項目（基本3情報）です。

また、法人番号の指定を受けた後に、商号や所在地等に変更があった場合には、公表情情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表することとしています。

なお、番号法では、法人番号の指定を受けた団体のうち、人格のない社団等の公表については、代表者又は管理人の同意を得なければならぬとされています。そのため、公表に対して当該同意をした人格のない社団等についてのみ、基本3情報が公表されることになります。

ご紹介したFAQ以外にも、国税庁ホームページには様々な情報が随時更新されていますので、トップページから下記バナーをクリックしていただき、是非ご利用ください。



本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への個人番号の記載は必要ありません!

改正の概要

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）施行後の平成28年1月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました（個人番号が記載不要となる税務関係書類は、以下のものです。）。

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですので御注意ください。

（参考）改正前は、支払を受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、本人等の個人番号を記載して交付しなければならないこととされていました。

個人番号の記載が不要となる税務関係書類 (給与などの支払を受ける方に交付するものに限ります。)

- ・給与所得の源泉徴収票
 - ・退職所得の源泉徴収票
 - ・公的年金等の源泉徴収票
 - ・配当等とみなす金額に関する支払通知書
 - ・オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
 - ・上場株式配当等の支払に関する通知書
 - ・特定口座年間取引報告書
 - ・未成年者口座年間取引報告書
 - ・特定割引債の償還金の支払通知書
- ※ 未成年者口座年間取引報告書及び特定割引債の償還金の支払通知書は、平成28年1月施行予定



- ※ 個人情報の保護に関する法律第25条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として源泉徴収票などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。
- ※ 電子申告・納税等開始（変更等）届出書についても個人番号の記載は不要です。

マイナンバーセンター等の フリーダイヤルの開設について



マイナンバー制度のお問合せは

法人番号を含むマイナンバー制度に関する一般的なお問合せ

0120-95-0178 (無料)

(マイナンバー総合フリーダイヤル)

平 日 9:30~22:00

土日祝 9:30~17:30 (年末年始12月29日から1月3日までを除く。)

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合（有料）

- ・マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・「通知カード」「個人番号カード」に関すること 050-3818-1250

※ 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- ・マイナンバー制度に関すること 0120-0178-26
 - ・「通知カード」「個人番号カード」に関すること 0120-0178-27
- (英語以外の言語については、平日9:30~20:00までの対応となります。)

法人番号指定通知書に関するお問合せは

法人番号指定通知書の記載内容、未達・再送付に関するお問合せ

0120-053-161 (無料)

国税庁法人番号管理室

平成27年12月4日（金）まで

平 日 8:45~22:00

土日祝 9:30~17:30

平成27年12月5日（土）以降

平 日 8:45~18:00

土日祝及び年末年始12月29日から1月3日までを除く。)

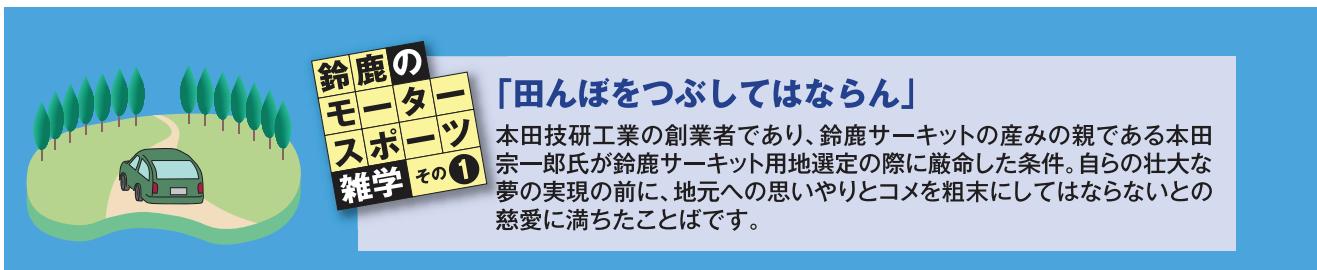
「マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）」の音声ガイダンスに従って「2」、「1」の順に選択してもつながります。

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合（有料） 03-5800-1081

(出典) 内閣官房 マイナンバー社会保障・税番号制度HP

国税庁 法人番号公表サイトHP

名古屋国税局企画課 平成27年11月



車間距離は「距離」よりも「2秒」

《モータースポーツに学ぶ》

レースの世界では前後の車との間隔は距離ではなくタイム差で計ります。「さあ、トップと2位との差はいよいよ1秒を切ってきた」というように。

というのも、例えば同じ1秒差でも車間距離では速度の低いところは近づき、速度が高いと離れるわけで、相手との間隔を正確に把握するためにタイム差を用いるのです。

このことは一般道の車間距離を測る上でも大変有効なもので、ドイツでは安全距離を「2秒以上」としているそうです。実際、走行中に車間距離を測るのはむずかしく、高速道路等で車間距離を測れる場所もありますが、いつでもどこでも測れるわけではありません。

しかしタイム差なら簡単で、しかも一般道から高速道路までどんな速度域でも、この2秒を基準に安全距離を保つことができます。

ちなみにその方法とは、前の車が何か目印となるところを通った時に、ゼロと数え始め、1秒、2秒と数えて、2秒以上で自車が通過すれば良いのです。ゼロを忘れないように「ゼロ・1・2】 ぜひ習慣づけてください。



前の車が横断歩道を通過した時から数える
『ゼロ・1・2』

NPO法人鈴鹿モータースポーツ友の会より資料提供

旬の食材を使ったレシピ(一度試されたらどうですか?)

はたけしめじのシャキシャキ感をどうぞ! はたけしめじと小松菜の卵炒め

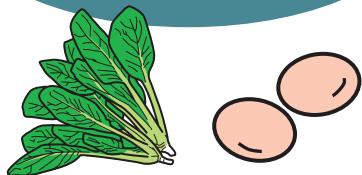
作り方

1. はたけしめじを根元の硬い部分を包丁で切り落とし、1本ずつほぐしておく。根元の部分に切れ込みを入れて火が通りやすくする。
2. にんじんは短冊切りにする。
3. 小松菜は3センチから5センチの長さに切り、茎の部分と葉っぱの部分を分けておく。
4. ボウルに卵を割り入れときほぐし、だし汁、砂糖、薄口しょうゆで味をつけておく。
5. 熱したフライパンに油をひき、小松菜の茎と短冊切りにした、にんじんを炒める。
6. 1本ずつほぐしておいたはたけしめじを入れ、しんなりするまで炒める。
7. 小松菜の葉っぱの部分を入れ、全体が混ざったら塩こしょうで味を調え、バターを入れる。
8. 最後に卵を回し入れ、具と絡めながら好みの状態になるまで炒める。



出来上がり

はたけしめじのシャキシャキ感とふんわりやさしい味の卵が見事に調和したメニューです。



このレシピはCNS様の「北勢情報とライフル! 「旬の食材でクッキング」」から提供いただきました。

平成27年12月末日現在

新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

支部名	法人名	住 所	代表者	紹介者
神戸支部	(株)オオタ	鈴鹿市須賀3-11-16	太田 全彦	(株)宮崎商店・西口建工(株)
	(株)檜物屋	鈴鹿市神戸2-20-33	裏川 雅之	伊藤造園建設(株)
	M design	鈴鹿市西条5-8-2	伊藤 晃宏	(有)大徳屋長久
	Resora(株)	鈴鹿市十宮町807-3	岩田 知幸	(株)新美工務店
東部支部	(株)ブルーネット	鈴鹿市若松北2-533-2	奥田 貴哉	大同生命保険(株)
玉垣支部	合同会社一心	鈴鹿市西条3-3-12	伊藤 剛	(株)ヨシザワ
	(株)宮田総合研究所	鈴鹿市岸岡町1627-18	宮田 伸一	(株)ナベカ
	特定非営利活動法人 鈴鹿農水商工パートナーズ	鈴鹿市岸岡町1200-150	明石 孝利	西口建工(株)
	(有)エクスリード	鈴鹿市岸岡町3222-2	中瀬 利彦	西口建工(株)
	(株)ケアサポートつくし	鈴鹿市岸岡町3078-8	矢田美奈子	(株)津坂
白子支部	一社)日本社会福祉会川南荘	鈴鹿市江島本町18-30	山中 教龍	(株)坂口商店
	(株)木村建築	鈴鹿市江島町569-1	木村 光宏	(株)長谷川建装
	(株)岡田商事	鈴鹿市白子町213-1	岡田 志江	三重県連 竹林会長
平田支部	協栄堂印刷(株)鈴鹿事業所	鈴鹿市三日市町985	萩原 俊長	(株)スズカキャリーサービス
	(株)HALLテクニカル	鈴鹿市国府町7678	春山 幹充	鈴鹿インター(株)
	(株)タスカル	鈴鹿市国府町7756-5	末松 正守	鈴鹿インター(株)
	(株)ヒューマンバンク	鈴鹿市三日市2-8-10	出口 祐也	(株)ヨシザワ
亀山支部	(有)ケンテック	亀山市田村町字東山1778-30	西口 幸次	(株)坂口商店
	(株)櫻井畜産ビジネスサポート	亀山市野村町1789-16	櫻井 健司	(株)服部工務店

平成27年12月末日現在

青年部会新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

	法人名	住 所	会員名	紹介者
1	中部電力(株)鈴鹿営業所	鈴鹿市庄野羽山4-19-22	尾西 久幸	
2	(有)ビルテック・ユー	鈴鹿市岡田3-8-25	小河 一光	近藤 充功
3	三愛建設(株)	鈴鹿市桜島町2-15-8	北澤 翠夫	荻野 晃
4	(有)松井総合設備	鈴鹿市竹野2-17-16	松井 貞治	大野 太平
5	朝日ガスエナジー(株)鈴鹿支店	鈴鹿市安塚町1350-194	山下 直久	大野 太平
6	勢州建設(株)	鈴鹿市西条3-7-22	伊藤 隨	渡邊 孝明
7	協永堂印刷(株)鈴鹿営業所	鈴鹿市三日市町985	渡辺 正之	寺川 浩二
8	(株)森井板金工業	鈴鹿市三日市南3-2-36	稻垣 康亘	大野 太平
9	株クスハラ自動車	鈴鹿市肥田町575-3	楠原 貴光	大野 太平
10	(有)小川設備	鈴鹿市下大久保町2566-1	小川 雅史	大野 太平
11	カトウ管工(有)	鈴鹿市柳町624	加藤 俊一	荻野 晃
12	(株)宮田総合研究所	鈴鹿市岸岡町1627-18	宮田 伸一	渡邊 孝明
13	(有)中村特殊印刷工業	鈴鹿市飯野寺家4-16-26	中村 祐介	

平成27年12月3日現在

女性部会新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

支部名	法人名	住 所	会員名	紹介者
神戸支部	合同会社一心	鈴鹿市安塚町1376-36	伊藤 洋子	石垣すみ子
	(株)北瀬商店	鈴鹿市神戸寺家町24	北瀬 純子	中林 孝子
	M design	鈴鹿市西条5-8-2	伊藤 まゆみ	竹口 正子

『表紙(写真)』募集

法人会では、「すずかめ」の表紙を皆様から応募していただいたカラー写真等を採用することといたしました。

つきましては、下記要項にて実施しますので、是非、応募下さいますようお願いします。

(募集要項)

- 1、題 材 鈴鹿市・亀山市に関する写真等
- 2、提出期限 1月発行分…11月末日、8月発行分…6月末日まで
あなたの一枚ショットをご応募下さい。
写真データ メールOK (E-mail:hojinkai@mecha.ne.jp)
- 3、提 出 先 〒513-0802 鈴鹿市飯野寺家町816 商工会議所3階
公益社団法人 鈴鹿法人会 TEL 059-383-7561
- 4、審 査 (公社) 鈴鹿法人会役員が審査します。
- 5、賞 品 採用させていただいた作品には5,000円相当の謝礼を差し上げます。



国税電子申告・納税システム(e-Tax)ご利用案内



今年からe-Taxで
申告・納税！

e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。

事務局だより

会社の組織・社名・代表者・所在地等の変更があったときは!!

社名等の変更があったときは、お手数ですが所定の「変更届」の様式で事務局までご連絡ください。会報に記載するとともに、名簿等を訂正させていただきます。

変更届

平成 年 月 日

変更項目	組織社名	代表者	所在地	資本金	TEL・FAX
変更前					
変更後 (変更日)					
法人名 (代表者名)					

公益社団法人 鈴鹿法人会 事務局 FAX 059-383-8445

明けましておめでとうございます。

マイナンバー通知カードが届いて、ようやくマイナンバーカード申請手続きを終えられた方が、多いと思います。いろいろ社会的利便性が増すことでしょう。

さて、小誌も法人会報時代から前号までの「各支部における神社・仏閣」が8支部担当で三巡して、タイトルを変え、内容も広範に扱えるように改めました。地元の人しか知らないような歴史秘話にきっとお目にかかるものと期待しています。また、今後も親しんでいただける誌面になるよう、広報委員会は精進を続けます。

広報委員長 川喜田 彰



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DIDO 大同生命

三重支社 四日市営業所/三重県四日市市安島1-2-27
(チェックSビル7F A号) TEL 059-352-2046

AIU AIU保険会社

三重支店/三重県津市丸之内養正町4-1
(森永三重ビル3F) TEL 059-229-1581

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に 幅広く対応した がん保険。

アフラックは
がん保険
契約件数
No.1

平成26年版「インシュアランス生命保険統計号」



—法人会—

新 生きるための
がん保険 Days

—法人会—

新 生きるための
がん保険 Days

■引受保険会社（お問い合わせ先）

「生きる」を創る。

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

三重支社

〒510-0074 三重県四日市市鶴の森1-3-23 ナカジマビル6F

TEL:059-355-4632 FAX:059-355-4629

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF法推-2015-0020-1512027 6月10日